

年中みがんのとれる町

広報

みはま

No 496



上市木公民館付近の風景

まちにまったプール開き



特集:ごみの減量化を進めています P2-3

表紙:御浜小学校のプール開きの様子

ごみの減量化を

平成 21 年度ごみ減量化結果報告

町民のみなさんにごみ減量化にご協力いただいたおかげでごみ処理量を、2,236 tにおさえることができました。

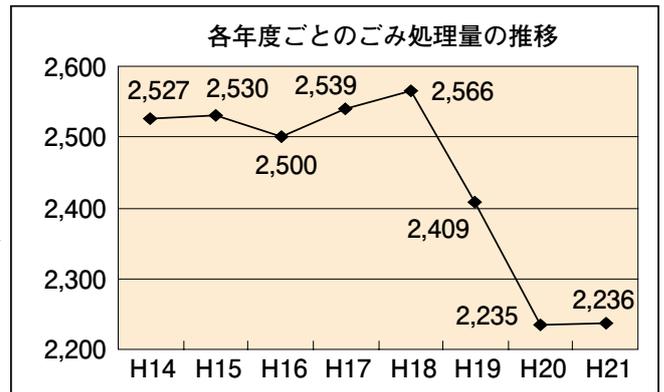
内訳	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
燃料ごみ	2,337 t (121t減)	2,216 t (144t減)	2,072 t (21t減)	2,051 t
埋立ごみ	140 t (9t減)	131 t (22t減)	109 t (18t増)	127 t
粗大ごみ	89 t (27t減)	62 t (8t減)	54 t (4t増)	58 t
計	2,566 t (157t減)	2,409 t (174t減)	2,235 t (1t増)	2,236 t

資源ごみ (平成 21 年度)		
紙 類		397 t
金 属 類		89 t
布 類		32 t
び ん 類		94 t
ペットボトル・トレー		22 t
計		634 t

(売却代金 448 万円)

○平成 20 年度に比べて燃料ごみは 21 t 減りましたが、埋立ごみが 18 t、粗大ごみが 4 t 増えました。(台風の影響あり)

紙資源ごみの分別や生ごみの水切りのご協力ありがとうございます。



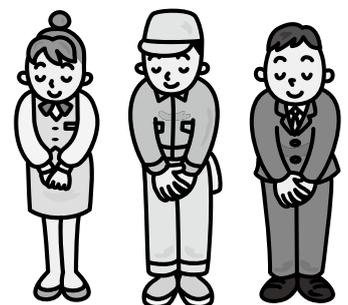
平成 19 年から、ゴミ減量化の取り組みを行っています。

平成 22 年度はこのような取り組みを行います

- 生ごみ処理機購入に対する補助
- 町内各事業所・学校等へごみ減量化協力依頼
- 減量化の広報活動
- レジ袋削減運動の支援
- 毎月第 3、第 4 日曜日 資源持込日設定
第 3 日曜日 役場駐車場
午前 8 時～ 12 時まで
- 第 4 日曜日 リサイクルセンター
午前 8 時～ 12 時まで

ごみの減量化にご協力をいただきありがとうございました

おかげさまで昨年度は、燃料ごみを 21 t 減らすことができました。今年度も引き続き、ごみ減量化に取り組めますので、みなさんのより一層のご協力をお願いします。



進めています

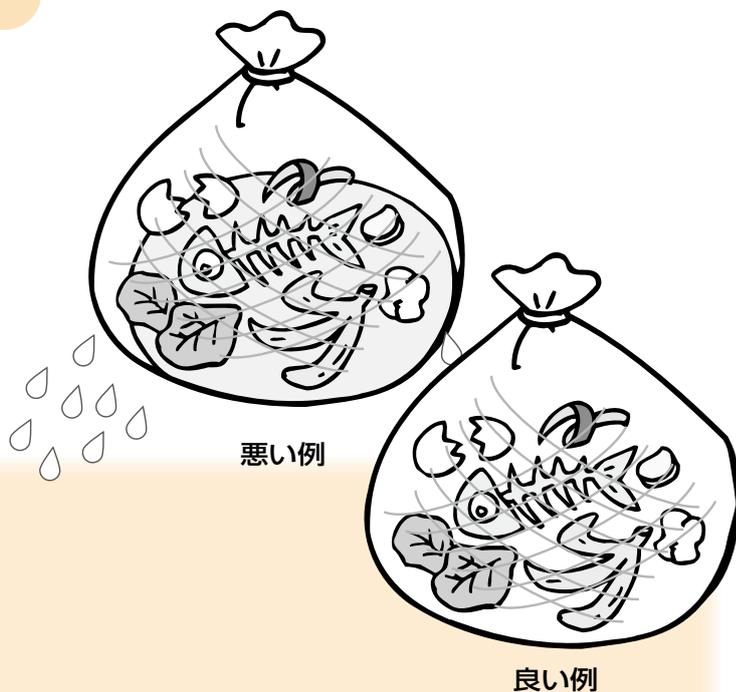
生ごみの水切りをお願いします

町の燃料ごみは、昨年度 2,051 t 排出されていますが、このうち約半分は水分で、排出された生ごみ中の 70～80% を占めていると言われています。

このため生ごみの水切りを十分行うことにより、ごみの量を減らすことができます。身近なところでひと工夫し、ごみの減量化にご協力をお願いします。

〈工夫のポイント〉

- ・食材は買い過ぎないように注意し、賞味期限切れにならないように気をつける。
- ・食べる分だけ作り、残さず食べる。
- ・玉ねぎや果物の皮など水に濡れていないものは、そのままごみ袋へ入れる。
- ・水切りネットの生ごみは、一晩置いて十分水を切ってからごみ袋へ入れる。
- ・スイカの皮など水分の多いものは、細かく切って乾かしてから出す。
- ・生ゴミ処理機等の活用
(処理機購入への補助があります)



※生ごみ以外に、刈り取った草にも水分が含まれていますので、よく乾かしてから出して下さい。

ごみ出しのマナーを守りましょう

最近、ごみステーションに収集日と違うものを出したり、前日、夜間、収集の無い日や収集後に出すなどの苦情が寄せられています。

これらのマナー違反のごみは収集できないため、同じごみステーションを利用する皆様が迷惑しています。

ごみ・資源等を出すときは

- ・「資源・ごみ収集日程表」と、裏面の「資源とゴミの分別と出し方」を見て正しく分別し、決められた収集日に出してください。
- ・「収集日程表」は、生活環境課窓口、支所、連絡所に置いています。
- ・朝8時までに出しましょう。

※前日、夜間、収集の無い日や収集後には出さないでください。

- ・ごみ袋の口をきちんと閉めて出してください。(雨水が入ると、ごみが重くなり処理費が高くなります。また、衣類等はリサイクルできなくなり、処理費が高くなります。)
- ごみ・資源等を出すときはマナーを守り、利用者の方に迷惑をかけないようにしましょう。



† 問い合わせ先 †
生活環境課環境係
(担当 はしむらもりひろ 橋村守裕)
☎ 3-0531



浄化槽の法定検査を受けましょう

放流水が地域の環境や河川等に悪影響を与えないように、浄化槽の維持管理に努めなければなりません。

この法定検査は、浄化槽の中で微生物が活発に活動し、きれいな水に処理して放流していることを確認する検査です。

御浜町では8月～10月に法定検査を実施します

法定検査は次のことを検査します。

- 保守点検、清掃が適正に実施されて正常に稼働しているか。
- 良好な水質が確保されているか。(放流水を採水し持ち帰り水質分析をします)

※法定検査対象者(年1回)に後日「受検案内書」を送付致しますので、詳しくはそちらをご覧ください。
なお、下水道をお使いの皆様は対象外です。
※検査手数料は3,800円です。(20人槽まで)

■皆様のご家庭には右の写真のような検査員が訪問させていただきます。ご不審の場合は、(社)三重県水質保全協会へご連絡をお願いいたします。

(社)三重県水質保全協会は三重県知事指定の浄化槽法定検査機関です。

ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

〒問い合わせ先〒

三重県知事指定検査機関

社団法人三重県水質保全協会 検査部

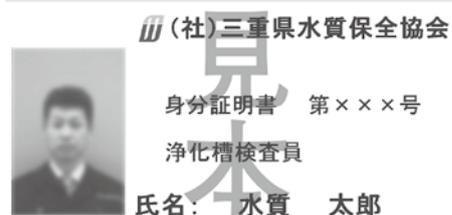
☎059-226-0010

(平日 午前8時30分～午後5時15分)

関係行政機関

役場生活環境課環境係(担当 さかくちてるゆき 坂口照幸)

☎3-0531



左胸の身分証明証



検査員の正装姿



車体の両側面に協会の名称

御浜町長選挙立候補予定者説明会

9月26日執行予定の御浜町長選挙候補者説明会を下記のとおり開催します。
この説明会では、届出書などの記入方法や選挙運動の注意点について説明します。

【日時】 8月19日（木） 13:30

【場所】 役場3階 くろしおホール

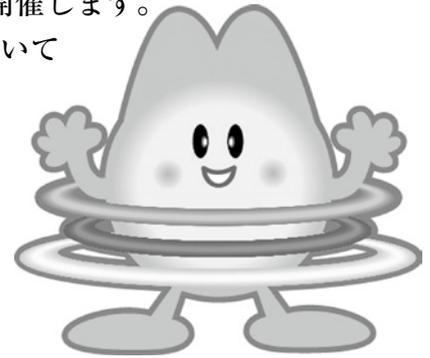
※当日、「地方選挙の手引き」（税込み2,000円）

を販売します。購入は任意です。

↑問い合わせ先↑

選挙管理委員会（担当 なかぎたかし 中垣卓巳）

☎ 3-0505



三重県の選挙キャラクター「いっぴょん」

「限度額適用・標準負担額減額認定証」で 入院時の食事代が減額できます

対象者は、国民健康保険加入者で、世帯全員が住民税非課税の方です。
すでに認定証をお持ちの方は、有効期限が7月31日ですので、8月中に更新の手続きをお願いします。
新規に申請する方は、随時受け付けています。

申請に必要なもの

- 国民健康保険証
- 印鑑
- 認定証（更新者のみ）
- 入院した医療機関の領収書（過去12ヶ月の入院日数が90日を超えている場合）

70歳未満の国民健康保険加入者については、課税世帯であっても手続きができます。この場合、「限度額適用認定証」が交付されます。（食事代の減額はありません。）



↑問い合わせ先↑
税務住民課保険年金係
（担当 えのもとわかのり 榎本若典）
☎ 3-0512



国民健康保険の高齢受給者証が更新されます

国民健康保険に加入している70歳から75歳未満の方は、高齢受給者証が更新されますので、新しい「高齢受給者証」を7月末日までにお送りします。

※古い受給者証と間違えないように、発効日及び有効期限を確認してください。

詳しくは、下記までお問い合わせください。

↑問い合わせ先↑

税務住民課保険年金係（担当 えのもとわかのり 榎本若典）

☎ 3-0512

国民健康保険高齢受給者証	
交付年月日	平成22年 8月 1日
記号番号	
世帯主	住所
氏名	
対象受給者	氏名
生年月日	年 月 日
一部負担金の割合	
発効期日	平成22年 8月 1日
有効期限	平成23年 7月 31日
保険者番号並	241034
びに保険者の	三重県中牟婁郡御浜町大字河田和6120
名称及び印	御浜町 （☎05979-3-0512）

障がい者・一人親家庭等・乳幼児の医療費を助成します 福祉医療費助成制度

保健の向上と福祉の増進を図るため、障がい者、一人親家庭等、乳幼児の方に対し、医療費の助成を行っています。これらの医療費の助成を受けるためには、健康福祉課への申請が必要です。

受給資格があるのに申請をされていない方、また、以前に所得制限により認定が却下された方で本年は該当すると思われる方は、お早めに申請をしてください。

福祉医療費助成制度の概要

助成の種類	対 象 者	助 成 額
障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ●身体障害者手帳1級～3級の認定を受けた方 ●知的障がいの判定を受けたIQ 50以下の方、または療育手帳A1、A2、B1の認定を受けた方 ●精神障害者保健福祉手帳1級の認定を受けた方（通院にかかる費用のみ） 	医療費の保険診療自己負担分（端数処理の関係で、実際の窓口支払額と10円未満の違いが生じる場合があります。）
一人親家庭等	<ul style="list-style-type: none"> ●一人親家庭の父または母と、18歳年度末までの児童 ●父母のいない18歳年度末までの児童 	
乳 幼 児	●小学校就学前の乳幼児	

※各助成とも、所得制限があります。

※助成対象となる「自己負担額」は、高額療養費として支給される額や、加入医療保険からの療養付加給付金を除いた保険診療額とします。

～新規に申請される方へ～

- 申請に必要なもの
- ①健康保険証
- ②預金通帳

※障がい者の場合は、①②のほかに身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかが必要となります。

現在、福祉医療費助成を受けている方へ～受給資格の更新について～

福祉医療費助成制度は、毎年9月1日に受給資格を更新します。対象者や扶養義務者などの平成22年度（平成21年中）の所得を確認し、引き続き該当する方には、8月末に新しい受給資格証を送付します。（所得制限額を超える方は更新されませんので、その旨を通知します。）

ただし、平成22年1月2日以降に転入し、平成22年度の所得が確認できない方については、更新申請の案内を送付しますので、手続きをお願いします。

また、受給者の保険証が変更になった場合は、必ず健康福祉課へ届出をしてください。



†問い合わせ先†
健康福祉課福祉係（担当 さかぐちかずみ 阪口和美）
☎ 3-0515



大腸がん検診を受けましょう

大腸がんは、男女ともに戦後から1990年代半ばまで増加し、その後減少傾向にあります。

しかし、大腸がんは男性のがんの死因では3位、女性では1位とがんによる死因の中では高い状況にあります。また、大腸がんの死亡率は男性のほうが女性に比べ、約2倍高いといわれています。

大腸がんにかかりやすい年齢は50歳代くらいからで、高齢になるほどかかりやすくなります。

●大腸がんの症状

無症状であることが多く、発見が遅れることがあります。がんが進行してくると、残便感や腹痛、下痢、血便、便が細くなるなどの症状が出たりします。

●大腸がんになりやすい要因は

- ・肥満
- ・お酒、加工品（ベーコン、ハムなど）をよく飲食する
- ・直系の親族に大腸がんの人がいる など

●大腸がんを予防しましょう

大腸がんは早期に発見されると、内視鏡的切除や外科療法でほぼ完全に治すことができるとされる病気です。

ある病院の大腸がんの手術を受けた30%近くの人が、この検診でがんが見つかっています。

●年に1度は検診を受けましょう

大腸がん検診は便を採取して検査する便潜血検査を実施します。

毎年この検診を受けることにより、大腸がんの死亡率が33%、2年に1度でも13～21%減少することがわかってきています。

自分の健康は自分でなければ守れません。体調の変化に一番最初に気が付くのは自分自身です。**年に1度は自分の健康を管理する時と考え、がん検診を受けてください。**

〒問い合わせ先
健康福祉課健康づくり係
（担当 北岡あゆみ）
☎3-0511



児童扶養手当と特別児童扶養手当

児童扶養手当	特別児童扶養手当
離婚・死別などによってひとり親家庭になった場合など、18歳未満（障害があるときは20歳未満）の児童を養育している方に手当を支給する制度です。ただし、公的年金を受けているときや、母または父が事実上婚姻状態にあるときなどには、支給されません。	身体や精神に障害のある20歳未満の児童を養育している方に手当を支給する制度です。ただし、児童が児童福祉施設などに入所しているときや、障害を支給事由とする公的年金を受給できるときなどには支給されません。

※両手当とも所得制限があります。詳しくは、担当までお問い合わせください。

父子家庭にも児童扶養手当が支給されます

児童扶養手当法が改正され、平成22年8月から父子家庭にも支給されることとなりました。

児童扶養手当を受給するには申請が必要です。詳しくは、担当までお問い合わせください。

※平成22年7月31日までに父子家庭としての支給要件に該当している方は、平成22年11月30日までに申請いただくと、8月分手当から支給されます。

※11月30日を過ぎると、申請の翌月分からの支給になります。

現況届・所得状況届の提出を忘れずに！

現在、児童扶養手当の認定を受けている方には現況届の案内を、特別児童扶養手当を受給されている方には所得状況届の案内を、8月上旬に送付します。この届の提出がない場合、平成22年8月分以降の手当が受けられなくなりますので、案内が届いた方は期限内に必ず手続きをしてください。

〒問い合わせ先
健康福祉課福祉係
（担当 阪口和美）
☎3-0513



平成22年度 御浜町自主文化振興事業 和太鼓集団「TAO LIVE 2010」公演開催

太鼓集団「TAO (タオ)」は、日本の伝統楽器の和太鼓による演奏で世界各国のべ350万人を動員し、極限まで鍛え上げたアーティスト達によって放たれるエネルギッシュな演奏は、観るものに夢や感動を与え、勇気までもが湧き出でる魔法のような舞台です。

【日時】 10月21日(木) 18:30 開場
19:00 開演

【場所】 中央公民館

【入場料】 3,000円(全席指定)

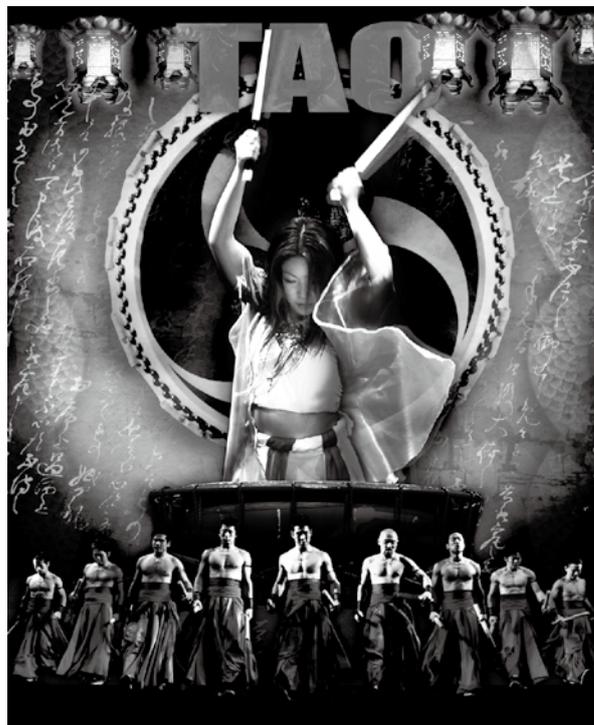
チケットは、9月5日(日)9:00～中央公民館にて販売いたします。

※チケットは、お一人4枚まで

この公演は(財)三重県文化振興事業団の助成を受けて実施するものです。

〒問い合わせ先〒
中央公民館(担当 かみがいともりお 上垣内守雄)

☎2-3151



平和な世界をめざして ～8月は「御浜町平和月間」～

町では、8月1日から31日までの1ヶ月を「御浜町平和月間」と定め、町民の皆さんの自主的な活動と連携を図りながら平和を願う取り組みを行います。一人ひとりが、戦争のない社会、平和な世界を作るためにはどうしたらよいかを考えたり、みんなで話し合ったりしてみましょう。



〈原爆ポスター展〉

【日時】 7月28日(水)～8月6日(金)
【場所】 中央公民館ロビー
【主催】 御浜町、教育委員会
☎3-0505 (役場総務課)

〈原水協夏の平和展〉

【日時】 8月22日(日)
13:00～16:00
【場所】 志原公民館
【内容】 ○原爆写真展
○戦争を語る「新宮空襲」
○子どものための遊び教室
(三角馬・竹馬・そしばい)
【参加費】 無料
【主催】 原水爆禁止御浜協議会
☎2-4537

〈へいわのつどい〉

【日時】 8月21日(土)
14:00～16:00
【場所】 日本拳法紀南道場(神木)
【内容】 ○草笛にチャレンジ・風鈴作り
○ミニコンサート
【参加費】 無料
【主催】 ボランティアグループ きゃん
☎2-3813 (ボランティアセンター)

〒問い合わせ先〒
総務課庶務管理係
(担当 あかねよしひと 赤根義人)
☎3-0505



和解に対する住民訴訟の判決が言い渡されました

平成 22 年 7 月 8 日、津地方裁判所において、御浜町とパーク七里御浜（株）の連帯保証人との和解に対する住民訴訟の判決が言い渡され、原告らの請求が棄却されました。

この訴訟では、古川町長ら 3 名の証人尋問を含めて合計 9 回の公判が開かれました。判決の概要は次のとおりです。

原告らの請求

御浜町がパーク七里御浜（株）の連帯保証人 2 名に対して 6,000 万円の支払いを求めた裁判において、古川町長は連帯債務額を 1,000 万円とし、その余の債務を免除する旨の和解を成立させたことは違法な財産管理に当たるので、御浜町は古川弘典に対し、町が受けた損害額 5,000 万円を支払うよう請求せよ。

原告らの主張

本件和解にあたっては、地方公共団体の長としての裁量の範囲は相当に狭いと解すべきであり、町長の交代に伴う御浜町の立場が変化したこと、連帯保証人の財産調査が不十分であったこと、古川町長が考慮した事情に不当性があったこと等により、本件和解は違法な財産管理である。

被告の主張

町長の交代に伴う御浜町の債権回収に変更がなかったこと、連帯保証人の財産は十分に調査していたこと、和解額は裁判官からの強い勧告によるものであったこと、議会の議決を経た和解であったこと、請願に現れた住民の意思を尊重したこと等により、地方公共団体の長としての裁量権の逸脱・濫用はなく違法ではない。

判決の主文

1. 原告らの請求を棄却する。
2. 訴訟費用（補助参加によって生じた費用を含む）は原告らの負担とする。

裁判所の判断

地方公共団体が行う和解には、その性質にかんがみて、議会と町長には相当に広範な裁量権が与えられていると解すべきであり、和解内容に重大な法令違反とか相手方と通謀して相手方の利益を図るようなものでない限り、議会の議

決を経て成立した和解は、原則として適法と考えるべきである。

本件和解の場合、全証拠によっても、町長交代後大きな方針転換を指示した事実は認められず、事前に仮差押している連帯保証人の預貯金以外の広範囲の金融機関の調査や退職金、年金の用途に対する調査をしなかったことについて、裁量権の逸脱があったとはいえないし、連帯保証人の不動産を換価可能な財産から除外したことについても、換価の困難さやその費用、売却価格が低額になる可能性が高いことなどから、その判断に裁量権の逸脱があったとはいえない。

町が、連帯保証人の換価可能な財産を、預貯金合計額と把握したことには合理性があると認められ、本件和解が、裁判所において裁判官から強い勧告を受け、その額で議会に諮り、話し合いによる解決を求める住民の請願が議会において採択されたことも併せて考慮し、和解が、当事者双方が、諸般の事情を考慮した上で、お互いに譲歩することにより成立するものであることにもかんがみると、1,000 万円という和解金額を決定したことには合理性がないとはいえないから、原告らの主張は、その前提を異にするものであり、採用できない。その他原告は、るる主張するが、いずれも採用の限りではない。

本件和解は、事前の財産調査の内容、和解金額、手続、考慮された事情その他あらゆる点において、地方公共団体の長として古川町長が有していた裁量権の範囲を逸脱し、又はその濫用があるとは認められないから、これが違法であるとはいえない。

以上によれば、原告らの請求は理由がないからこれを棄却することとし主文のとおり判決する。

↑ 問い合わせ先 ↑

総務課（担当 大畑 覚） ☎ 3-0505

糖尿病予防健診実施のお知らせ

【対象者】40歳代及び50歳代の方（昭和26年4月1日～昭和45年3月31日生まれの方）
※60～65歳までの方も受けられますが、上記の対象者が優先されますのでご了承ください。

【健診実施日】8月28日（土）、9月24日（金）

【受付時間】8：30～9：30

【健診場所】御浜町福祉健康センター

【自己負担金】500円

【定員】各日 50名

※定員になり次第締め切りますので、お早めに申し込みください。

※すでに糖尿病の診断を受けている方は、受診できません。医療機関でご相談ください。

†お問い合わせ先†

健康福祉課健康づくり係（担当 宮澤佳永）

☎3-0511

海上保安大学校学生募集

海上保安庁では平成23年4月入校の学生を募集します。

【受付期間】8月26日（木）～9月7日（火）

【一次試験】10月30日（土）・31日（日）

【二次試験】12月17日（金）

【採用予定】約45名

詳しくはお問い合わせください。

†問い合わせ先†

尾鷲海上保安部管理課

☎0597-25-0118

平成22年度後期危険物取扱者試験を行います

【日時】11月21日（日）

【試験会場】近畿大学工業高等専門学校

【試験種類】乙種第4類危険物取扱者試験
丙種危険物取扱者試験

【申請期間】9月13日（月）～9月27日（月）

願書は、8月上旬より熊野市消防本部、御浜町御浜分署、紀宝町紀宝分署、熊野県民センターに置いてあります。

※本年度より電子申請も可能となりました。

詳しくはお問い合わせください。

†問い合わせ先†

熊野市消防本部予防課

☎0597-89-0994

地上デジタル放送受信相談会・説明会のお知らせ

三重県テレビ受信者支援センター（デジサポ三重）では、地上デジタル放送に関する相談会・説明会を開催します。

相談会

【日時】8月23日（月）13：00～17：00

8月24日（火）9：00～17：00

【場所】役場1階玄関ロビー

説明会

【日時】8月24日（火）①10：00～ ②14：00～

【場所】役場3階くろしおホール

※予約は不要ですので、お気軽にご参加ください。

†問い合わせ先†

三重県テレビ受信者支援センター

☎059-213-1030

遺言公証法律相談を行います

【日時】8月15日（日）9：00～15：00

9月12日（日）9：00～15：00

【場所】新宮公証役場

【相談内容】遺言、相続、離婚、子供の養育費、慰謝料、財産分与、家族の扶養、任意後見、金銭の貸借、売買、贈与、債務弁済、保証、各種の契約、など

【相談員】公証人 中村 司

【予約】電話で予約してください

【料金】無料

※秘密は厳守しますのでご安心ください。

†問い合わせ先†

新宮公証役場 ☎0735-21-2344

三重県都市マスタープラン（東紀州圏域）の素案の縦覧の開催について

三重県では「三重県都市マスタープラン」（東紀州圏域）の素案を作成しました。

【縦覧期間】8月13日（金）～8月30日（月）
（執務時間内に限る）

【縦覧場所】三重県県土整備部都市政策室、熊野建設事務所、御浜町産業建設課

※三重県ホームページでも閲覧可能です。

意見がある方は、意見申出書を縦覧期間中（必着）に知事あてで担当まで提出してください。

†問い合わせ先†

三重県県土整備部都市政策室

☎059-224-2718

Mail toshiki@pref.mie.jp

■役場の開庁時間

役場の開庁時間は午前8時30分～午後5時15分です。

窓口証明業務（戸籍・住民票・印鑑証明のみ）は午後6時15分まで受付しています。

陸・海・空自衛官の募集

採用種目	受付期間	試験日	受験資格
自衛官候補生 (任期制隊員)	男	随時	18以上27歳未満の者
	女	8月1日～9月10日	
一般曹候補生 (非任期制隊員)	男女とも 8月1日～9月10日	9月18日	高卒(見込み含)21歳未満の者
航空学生 (パイロット養成)		9月23日	
看護学生 (看護師養成)	男女とも 9月6日～10月1日	10月23日	高卒(見込み含)24歳未満の者

†問い合わせ先†

自衛隊熊野地域事務所

☎0597-85-2214

防衛大学校等学生の募集

防衛省では、平成23年春採用予定の防衛大学校等学生を募集しています。

一般の大学と同じ学位が授与される防衛大学校学生、医師免許取得を目指す防衛医科大学校学生があります。

採用種目、試験日程等は次のとおりです。

採用種目	受付期間	試験日	受験資格
防衛大学校	推薦	9月25日・26日 (2日間)	高卒(見込み含)21歳未満の者(推薦については、高等学校長の推薦等が別途必要です。)
	一般	11月6日・7日 (2日間) 12月14日～18日 (うち1日)	
防衛医科大学校	9月6日～10月1日	10月30日・31日 (2日間) 11月1日 12月8日～10日 (うち1日)	高卒(見込み含)21歳未満の者

†問い合わせ先†

自衛隊熊野地域事務所

☎0597-85-2214

図画コンクールの募集を行います

第四管区海上保安本部では、海洋環境保全思想のさらなる普及に努めることを目的として、下記の図画コンクールを行います。

1. 第11回未来に残そう青い海・図画コンクール

【募集期間】9月17日(金)まで

【対象者】三重県・愛知県・岐阜県在住の小学生及び中学生

【応募先】愛知県名古屋市長区入船2-3-12

第四管区海上保安本部「図画コンクール係」宛

2. 灯台絵画コンテスト2010

【募集期間】9月10日(金)まで

【対象者】全国の小学生及び中学生

【応募先】東京都港区虎ノ門1-3-6 彩翠ビル 社団法人燈光会 宛

†問い合わせ先†

第四管区海上保安本部 環境防災課、交通部企画課

☎052-661-1611

紀宝警察署メールボックス

水難・山岳遭難に注意してください!

平成21年中、紀宝警察署管内では水難事故および山岳遭難事故の発生はありませんでした。しかし、夏は水辺や山で遊ぶことが多い季節です。

自然の中では、ちょっとした不注意で、思わぬ事故を招きます。余裕を持った計画、事前準備、体調管理に留意して、単独行動や危険な行為は避け、事故防止に努めてください。

第一次救急医療休日在宅当番医

●●● 8月の担当医 ●●●

1日	谷口クリニック (御浜町阿田和) ☎2-4333
	神川診療所 (熊野市神川町) ☎82-0232
8日	御浜はないクリニック(御浜町上市木) ☎2-4976
	相野谷診療所 (紀宝町井内) ☎34-0011
14日	和田医院 (熊野市井戸町) ☎85-3668
	井本医院 (熊野市新鹿町) ☎86-0016
15日	大石医院 (熊野市井戸町) ☎85-2043
	荒坂診療所 (熊野市神川町) ☎87-0626
16日	尾辻内科クリニック(熊野市井戸町) ☎85-2021
	尾呂志診療所 (御浜町上野) ☎4-1014
22日	原田医院 (熊野市木本町) ☎88-0035
	須崎医院 (御浜町志原) ☎2-0005
29日	寺本クリニック (紀宝町鵜殿) ☎32-0005
	大石産婦人科 (熊野市有馬町) ☎89-1717

※熊野市の市外局番0597、紀宝町の市外局番0735

※変更する場合がありますので、確認のうえ受診してください。



対策室だより

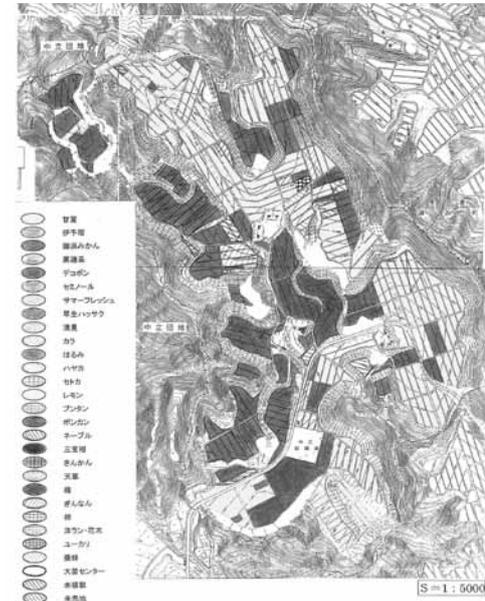
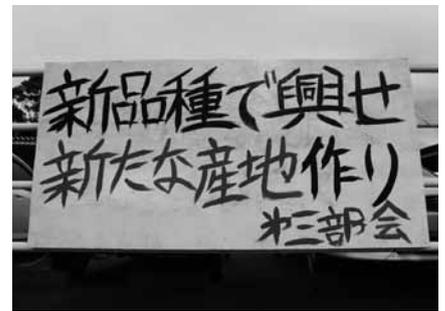
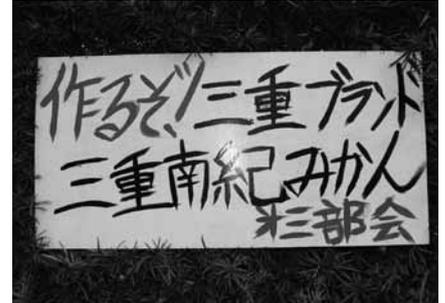
みなさんこんにちは。暑い日が続いています。今年は春先の低温などでみかんの開花や生育の遅れが心配されましたが、ここへきて順調のようです。

かんきつ対策室だより



今年も「みかんづくり看板」登場！

毎年この時期になると、あちこちで「みかんづくり」のキャッチフレーズを掲げた手づくり看板を見かけます。昨年は、みかんの豊作が予想された年だったので、みかんの摘果をテーマにした看板が多かったようですが、今年は、ブランド化のための品質向上や新品種への転換をうながすもの、さらには若手からベテランまで産地がひとつになろう、といった産地の熱い想いや方向性を感じさせる看板が目にとまります。秋の極早生温州の収穫まであと1ヶ月あまり、良い収穫が迎えられるといいですね。



国営植栽中立



生産量や栽培面積を調査しています

かんきつ対策室では、産地の現状を把握するために、生産量や栽培面積の推移を毎年調査しています。近年は品種の更新が進む一方でうら年や異常気象、耕作放棄地の増加など生産量や栽培面積の変化が大きく、JAだけでなく、集出荷業者や公設市場の協力を得ながら、全体の把握に取り組んでいます。

※カラーの地図は、役場にありますのでご覧になりたい方は、担当までお問い合わせください。



みかんの輸出に取り組んでいます

JA三重南紀では、新たなマーケットの拡大を探るために、みかんの海外輸出に取り組んでいます。現在、ミカンバエなどの輸出の際に問題となる病害虫の調査を進めています。この秋から、タイへの試験輸出が計画されています。

また、JGAP（ジェイギャップ「Japan Good Agricultural Practice」）と呼ばれる農産物の生産工程を管理することにより消費者に対し安心安全な産地としての信頼を確保していくための認証取得にも取り組んでいます。



輸出のための害虫調査



ハウスみかん



耕作放棄地が増加しています

町内の耕作放棄地の状況について実態調査を行いました。耕作放棄地面積は田、畑あわせて144ヘクタールとなっています。

そのうち荒廃化が進み、直ちに耕作を行うことが困難な農地は120ヘクタールあり、今後も増加する可能性が高いと思われます。

今後は、農地のゾーニング（守るべき農地とそうでない農地の区分け）を進め、生産性の高い優良な農地については、積極的に流動化を進めるなど、農地の保全に取り組みます。

※カラーの地図は、役場にありましてご覧になりたい方は、担当までお問い合わせください。

耕作放棄地の状況（単位：a）

	草刈等で直ちに耕作が可能な農地（緑）	直ちに耕作することは困難だが、地形、水利等から農地利用が望ましい土地（黄）	森林、原野化し、復元が困難な土地（赤）	計
尾呂志地区	414	728	2,551	3,694
阿田和地区	787	1,619	2,553	4,959
市木地区	268	380	674	1,322
神志山地区	490	1,028	440	1,959
国営農地開発区	342	1,996	0	2,338
市木川圃場整備区	100	64	0	164
計	2,402	5,815	6,218	14,436

かんきつ対策室だより



放棄地（上野・川瀬・栗須）



放棄地（阿田和）

しかしながら、農地はあくまでも個人の財産です。耕作ができなくなったからといって、第三者が関与できるものではありません。所有者のみなさんが、耕作できなくなったときのことを考えて、将来の農地をどうするのかを考えて

おくことが大切です。

お盆は帰省のシーズンです。家族が揃う時に、財産である農地を将来どのようにするのかを話し合ってみてはどうでしょうか。

お知らせ

御浜みかん祭り 今年の開催日は10月31日です。
（くわしくは後日お知らせします）

〒ご意見・問い合わせ先〒
産業建設課柑橘対策室
（担当 ひがしじまさと 東地正登）

☎ 3-1707



合併通信

6月11日、町長は、御浜町議会全員協議会を開催し、熊野市との合併について「お互いの市町の状況をよく知り合うことが大切であると考えています。まずは、合併協議に向けての情報交換の申し入れを行うことが望ましいと判断しました。私と議長が熊野市を訪問

し、合併協議に向けての情報交換の申し入れを行いたい。」という考えを議会に示しました。

6月14日、町長と議長が熊野市を訪問し、熊野市長と熊野市議会議長に対し、合併協議に向けての情報交換の申し入れを行いました。申し入れの全文は、以下のとおりです。

熊野市長 河上 敢 二 様
熊野市議会議長 前 地 林 様

平成22年6月14日

合併協議に向けての情報交換の申し入れについて

貴殿におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

また、平素から紀南地域の発展と広域行政のリーダーとしてご尽力されておりますことに心から敬意と感謝を申し上げます。

さて、市町合併問題につきましては、既に合併を実現され、新しいまちづくりの礎をしっかりと築いておられる熊野市でございますが、御浜町が地方分権社会に対応できる自治体として、今後も住民サービスを維持発展させていくためには、将来、熊野市との合併が必要であるという考え方に何ら変わりはありません。

そこで、事前に熊野市と御浜町の間で合併協議に向けての情報交換を継続的に行い、まずは、お互いの市町の状況をよく理解し合いたいと考えております。

その上で、両市町が住民に対して合併協議に向けての情報提供を行い、多くの住民の理解を得て、合併協議に至ることを心から願っております。

貴市との合併推進を強く望む当町民の思いを受け、ここに、改めて合併協議に向けての情報交換を申し入れる次第でございます。

御浜町長 古川 弘 典
御浜町議会議長 宇戸平 正 敏

†問い合わせ先† 総務課企画行政係（担当 なかもと まさる 中本 勝） ☎3-0505

年金だより

「ねんきん定期便」を受け取られた際の手続きについて

毎年1回、誕生月に送付される「ねんきん定期便」が届きましたら、加入記録に記載もれがないか、記載内容に誤りがないか十分にご確認いただき、「もれ」や「誤り」があった場合は、同封の「年金加入記録回答票」にてご回答していただきますよう、お願い致します。

水色の用紙の「年金加入記録回答票」が同封されている方は、必ずご回答をしていただく必要のある方ですので、「訂正なし」であっても回答をお願い致します。

白色の用紙の「年金加入記録回答票」が同封されている方は、「訂正」がなければ返送しなくても結構です。

みなさんには、オレンジ色の封筒または水色の封筒のどちらかがお手元に届きます。

記録に誤りがある可能性が高い方には、オレンジ色の封筒が送付されますが、送付された封筒が水色でも、安心せずに必ず確認してください。

†問い合わせ先†
税務住民課保険年金係（担当 みなみ なお 南 菜緒）
☎3-0512

町長だより No.35

古川 弘典



みなさん、こんにちは。

このところの天候不順は、本当に心配です。局地的豪雨に見舞われないよう祈らずにはられません。

自分たちの地域だけ、あるいは自分の家だけ被害が避けられればよいというものではありませんが、まずは御浜町行政としても自主防の充実など、地域の安全を守るために、できる限りの備えをしなければなりません。

先日(7月12日)、県において知事および県幹部、そして全市町の市町長出席のトップセミナーがあり、そのテーマがまさに災害対策についてでした。大変重要な指摘がありました。今回はその指摘のひとつをお伝えしたいと思います。

変革が求められる日本の避難体制

わが国の避難対応は、自治体から発せられる避難勧告などの情報に従って住民が避難することを基本としている。しかし、この避難体制が必ずしも住民の命を守ることに繋がらない事例が頻発している。

そもそも、現在の避難対応は、5,000人からの死者を出した伊勢湾台風のあと1961年に制定された災害対策基本法にもとづいている。

これは、1億人の人口で、このような千人単位の死者が出るというのは、あるべきところに堤防がないなど、必要な安全対策が未整備であるところに原因があるということをつくられたものである。

高度経済成長期とも重なり、この法律に基づき行政主体で進められてきたわが国の防災は、制定当時の毎年数千人単

位の災害犠牲者をここ最近の百人程度に激減させることに成功した。

しかし、百人レベルの災害犠牲者をゼロにするためには、現行の災害対策基本法による行政主体の防災には限度が生じている。

避難勧告のむずかしさ

避難勧告は法律に従って出すわけであるが、「避難」には段階性があり、①身に迫る危険から命を守るための「緊急避難」、②危険が収まるまでの間、滞在が可能な場所への「滞在避難」、③収まったあと被害が甚大で帰宅困難な人が過ごす「難民避難」がある。

このうち「緊急避難」についてみれば、行政主導の避難対策には弊害が出てきている。「避難勧告が出たので避難したけれど、何だ、全然たいしたことなかったじゃないか、また警報が外れた。」と考えるのか、「非難したけど、たいしたことがなくて本当によかった。」と考えるのでは、命を守る態度において根本的に違ってくる。

公助(行政)には限界があるから仕方なく共助(近所の助け合い)や自助(自分の命は自分で守る)という考え方ではダメである。

昔は、自分で自分を守らざるをえなかったが、1961年の災害対策基本法以後、近年頻発する豪雨災害などは、例えば警報が発令されるまでは避難しなくてよい、自分で判断しないという傾向に変わってきているのではないか。「受身の自助」ではなく、これからは自分や家族や地域の安全は我々で守りたいという「主体的自助」に立っての、公助、共助、自助という連携が必要ではないか。



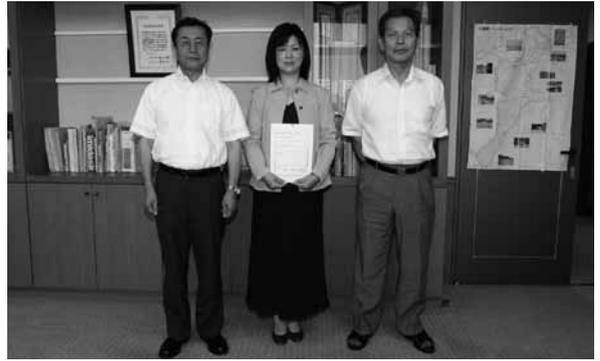
平成22年5月1日～
31日届出分

市木



前迫 瑠亜ちゃん
はつお初男さん・あけみ明美さん

新任の御浜町教育委員に
辞令交付を行いました



室谷教育委員が任期満了で辞任されたことにより、新しく宇井真美さん（阿田和）が教育委員に就任され、町長から辞令交付を受けられました。

宇井教育委員には、学校教育や社会教育の充実など、町の教育行政の発展のためにご尽力いただくこととなります。

お問い合わせ先
教育委員会学校教育係（担当 楠 卓也）
☎ 3-0526

広報文芸



広報俳句 八月抄

少女等の はみ出る髪 夏帽子	響かせて 農機せわしき 梅雨晴れ間	大灘の みぎわの真白 浜おもと	気の重き 事の多きや 栗の花	懺悔にも 似て神滝に 手を浸す	大の字に くの字を添へて 大昼寝	ていねいな 幼のおじぎ 汗涼し	新緑に 染まる谷水 すくい飲む	蝦蟇鳴いて 黄昏迫る 池の面	山百合や 知覧平和の 鐘を打つ	梅の実の 開ける音よし 小気味よし	朝靄を 払ふが如く 郭公鳴く	里山に たつた 一匹蛭かな	糠床に やさしき 手形茄子漬ける	ほうたるに 逢いたく岸を さまよえり	ジェット船 後へ後へと 岩さつき	紫陽花の 哀しや雨に 似合う花
山本 要子	畑中 一代	中納 米子	後呂 智子	柳山 てい	七海 笑涙	大平 昭	榎本 檣代	浦 正枝	須崎久美子	織田 信勝	西 敦子	小野はるみ	佐野 正巳	尾崎喜美子	榎本 宣子	石橋 寛朝

7月1日現在の人の動き

人口 9,726人 (+1人)
男 4,535人 (+1人)
女 5,191人 (±0人)
世帯数 4,324戸 (-4戸)

あしがき

みなさん、こんにちは。
これから、本格的な夏が始まりますね。
お子さんたちは、夏休みを満喫していることでしょう。
私事ではありますが、2年前から夏バテに悩まされています。生まれて初めて夏バテを経験したときは、本当に食欲がなく素麺しか喉を通らない状態でした。今年こそは夏バテにならないことを祈っているのですが、すでになりかけているような気がします。
みなさんも体調管理に気をつけて、夏を満喫し

てくださいね。
さて、今回の特集はごみの減量化についてです。この取り組みを始めてから、燃料ごみの量が明らかに減少しています。これはみなさんのご協力によるものです。さらなる減少を目指して継続していきたいと考えていますので、よろしく願います。
次に、大腸がん検診です。この記事を作成しながら、わが身のことを考えてしまいました。まずは、規則正しい生活に戻すことから始めてみようと思います。みなさんも健康には十分気をつけていただきたいと思います。
(総務課 企画行政係 和田康高)

- …ごみ関係 (生活環境課 ☎3-0531)
- …健康づくり係関係 (健康福祉課 ☎3-0511)
- …みはまスポーツクラブ関係 (中央公民館内 ☎2-3151)

※ゴルフ教室以外の屋外種目は、雨天時中止
(不明な場合は、お問い合わせください。)



1 日	粗大ごみ収集日 7:00～15:00 糖尿病予防健診 (予約制) 福祉健康センター	18 水	行政・人権・心配ごと相談 9:00～12:00 役場1階会議室 ゴルフ教室 19:00～21:00 ダイヤモンドヒル
2 月	国保特定健診・後期高齢者健診・生活機能評価健診 9:00～9:30 柿原公民館 10:30～11:00 引作集会所 13:00～14:00 山地コミュニティセンター	19 木	粗大ごみ収集日 7:00～15:00 1歳6か月児健診 (個別通知) 御浜町福祉健康センター サッカー教室 19:00～20:30 御浜中グラウンド
3 火	金物資源、金物・プラスチックごみ収集日 (阿田和・尾呂志地区) 国保特定健診・後期高齢者健診・生活機能評価健診 9:30～11:00 中央公民館 13:00～14:30 中央公民館 卓球教室 (中学生・一般) 19:00～21:00 阿田和中学校	20 金	ちょっと気になる子ども相談 (予約制) 役場 子どもの広場 (自主活動) 9:30～11:30 福祉健康センター
4 水	ありんこ広場 9:30～11:30 福祉健康センター ゴルフ教室 19:00～21:00 ダイヤモンドヒル ソフトテニス教室 19:00～21:00 阿田和小学校	21 土	ゴルフ教室 9:00～11:00 清掃センター
5 木	紙、衣類等資源収集日 (阿田和・尾呂志地区) 卓球教室 19:00～21:00 阿田和中学校	22 日	資源持込日 8:00～12:00 リサイクルセンター
6 金	子どもの広場 (自主活動) 9:30～11:30 福祉健康センター 太極拳教室 19:00～20:30 志原公民館	23 月	
7 土	ゴルフ教室 9:00～11:00 清掃センター ランニング教室 8:00～9:00 志原防波堤	24 火	ビン類資源・ペットボトル・トレイ資源、ビン類ごみ 収集日 (市木・神志山地区) 骨粗しょう症予防教室 (予約制) 福祉健康センター 卓球教室 (中学生・一般) 19:00～21:00 阿田和中学校
8 日		25 水	ゴルフ教室 19:00～21:00 ミハマGG ソフトテニス教室 19:00～21:00 阿田和小学校
9 月	うんどう教室 (自主活動) 10:00～11:30 福祉健康センター	26 木	4か月児・10か月児健診 (個別通知) 御浜町福祉健康センター 卓球教室 (中学生・一般) 19:00～21:00 阿田和中学校
10 火	金物資源、金物・プラスチックごみ収集日 (市木・神志山地区)	27 金	太極拳教室 19:00～20:30 志原公民館
11 水	年金相談 10:00～14:00 役場1階会議室 ゴルフ教室 19:00～21:00 ミハマGG ソフトテニス教室 19:00～21:00 阿田和小学校	28 土	子ども囲碁教室 10:00～11:30 中央公民館和室 糖尿病予防健診 (予約制) 福祉健康センター ゴルフ教室 9:00～11:00 清掃センター ソフトボール教室 14:00～16:00 御浜小学校
12 木	紙、衣類等資源収集日 (市木・神志山地区)	29 日	国保特定健診・後期高齢者健診・生活機能評価健診 9:30～11:00 福祉健康センター 13:00～14:30 福祉健康センター
13 金		30 月	
14 土	ゴルフ教室 9:00～11:00 清掃センター	31 火	
15 日	資源持込日 8:00～12:00 役場	8月の納税期限	
16 月		●町県民税 第2期 ●国民健康保険税 第3期 ●後期高齢者医療保険料 第2期	
17 火	多重債務者相談 10:00～12:00 役場3階会議室 ビン類資源・ペットボトル・トレイ資源、ビン類ごみ 収集日 (阿田和・尾呂志地区)	納期限 8月31日(火) ※納税は便利で確実な口座振替をどうぞご利用ください。 なお、国民健康保険税本算定(第3期～第6期分)の 納税通知書は、8月中旬にお届けしますのでご確認ください。	

みて見てみはま



7 / 3 町内保育所（園）夕涼み会

7月3日（土）に町内各保育所（園）で毎年恒例の夕涼み会が行われ、園児たちは、かわいい浴衣に身を包み、ヨーヨー釣り、くじ引き、

踊りにととても楽しそうにしていました。

少子化が進む中、このような心和む行事が、末永く続けていきたいですね。



尾呂志保育所



阿田和保育園



市木保育所



志原保育所

6 / 22 御浜小学校 かんきつ学習会

6月22日（火）に御浜小学校の5年生を対象にかんきつ学習会が行われました。

農家の方は、「摘果は質のよいみかんを作るために必要不可欠であり、摘果の基準は、葉20～30枚に対して1つのみかんですよ」と説明されていました。

説明のあとは農地に行き、農家の方の指導のもと、実際にみかんの摘果作業を体験していました。

児童のみなさん、照りつける太陽の中、汗だくになりながら頑張りましたね。



熱心に説明を聞く児童たち